

船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市内におけるがけ地の崩壊による災害から市民の生命を保護することを目的とし、安全で住み良い住環境を確保するため、がけ地整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において船橋市がけ地整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 がけ及び擁壁をいう。
- (2) がけ 原則として自然の力により形成された斜面地で、その地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、垂直の高さが2メートルを超える斜面地をいう。
- (3) 拥壁 がけの崩壊を防止するための工作物をいい、これと一体として構成される斜面地を含む。
- (4) 危険区域 がけ上にあってはがけ地の下端、がけ下にあってはがけ地の上端から、それぞれがけ地の高さの2倍の範囲内の土地をいう。
- (5) 危険家屋 危険区域内に存する現に居住用に供する建築物をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、がけ地崩壊防止施設（擁壁、排水施設等）の設置、又はその他がけ地の崩壊を防止するための工事であって、次の各号に掲げる要件を備え、市長が認める事業とする。

- (1) がけの整備に係る事業にあっては、原則2戸以上の危険家屋が存するがけの整備に係る事業であること。
- (2) 拥壁の整備に係る事業にあっては、関係法令に適合し、完成後30年を経過している擁壁であり、かつ、過去に当該擁壁の築造に係る補助金を受けたことがないものの整備に係る事業であって、市長が改修の必要を認めたものであること。
- (3) 原則として、盛土を行わない事業であること。
- (4) 宅地造成工事の一環として行われる事業でないこと。
- (5) 不動産の譲渡等を目的とするために行われる事業でないこと。
- (6) 市の入札参加資格者又はこれと同等以上の施工能力を有する建設業者が施工する事業であること。
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他の法律に基づく国、県又は市の補助金を受けて行う事業でないこと。

(補助金交付申請者)

第4条 補助金の交付申請をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市区町村税を完納している個人。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を行おうとするがけ地の所有者又は所有者の承諾を得て補助事業を行う者
- (3) 船橋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でない者

(技術基準)

第5条 補助事業は、次に掲げる技術基準に適合していなければならない。

- (1) 擁壁を設置する場合にあっては、構造計算又は試験により安全が確認されていること。
- (2) がけ面を擁壁で覆わない場合は、土質試験等に基づく安定計算により安全が確認されていること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）又は宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の適用を受ける場合は、前2号に規定するもののほか当該法令に適合していること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象経費は、補助事業に要する費用のうち設計、地盤調査並びに第3条第2号に規定する補助事業にあってはこれらに加え、既存の擁壁の解体及び撤去に要する費用を除いた経費とする。

2 補助金の額は、前項の交付対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が、次の各号に掲げる事業の区分に応じた額を限度とする。

- (1) がけの整備に係る事業 600万円
- (2) 擁壁の整備に係る事業 100万円

3 補助事業を行おうとするがけ地を複数の者が共有する場合は、共有者の人数にかかわらず、1件の事業としてこの要綱を適用する。

4 市長は、申請された交付対象経費が著しく適正を欠くと認めたときは、第2項に掲げる規定にかかわらず、市長が適正と認めた額を交付対象経費として補助金の額を決定するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に船橋市がけ地整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第8号に掲げる書類にあっては、市長が必要がないと認める場合は、その添付を要しない。

- (1) 工事箇所の位置図
- (2) 現況図及び現況写真
- (3) 工事箇所の公図の写し
- (4) 設計関係図書（安全が確認できる資料を含む。）

- (5) 工事費見積書の写し（内訳書を含め、発行後3月以内のものに限る。）
- (6) 工事施工承諾書（権利者と申請者が異なる場合に限る。）
- (7) 収支予算書
- (8) 市区町村税を完納していることを証する書類
- (9) 住民票謄本及び土地・家屋の登記事項証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (10) 第3条第2号に規定する補助事業にあっては、既存の擁壁を築造した際に、関係法令に適合していたことを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容の審査及び現地調査を行い、がけ地の安全を確保する上で必要と認めたときは、補助金の交付を決定し、船橋市がけ地整備事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知する。

2 前項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る工事の着工前に、船橋市がけ地整備事業着工届（第3号様式）に工事契約書の写し（内訳書を含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第9条 補助事業者は補助事業に係る計画を変更しようとするとき、又はこれを取り止めようとするときは、船橋市がけ地整備事業計画変更・取り止め申請書（第4号様式）に関係図書及び現況写真を、事業取り止めにあってはこれらに加え、取り止めた後の安全確保の方法を明記した図書を添付し、市長に提出し承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、次の各号の一に該当すると認めたときは、その旨を船橋市がけ地整備事業計画変更・取り止め承認通知書（第5号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助事業に係る計画の変更を目的とする申請にあっては、変更後の補助事業が第3条に規定する補助事業に該当すると認められるとき。
- (2) 補助事業の取り止めを目的とする申請にあっては、補助事業の取り止め後も補助事業着手前と同等以上の安全が確保できると認められるとき。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に船橋市がけ地整備事業工事完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 当該工事に要した経費を証する書類の写し（施工者が発行する領収書等）
- (2) 工事施工写真及び主な工程ごとの写真（工事竣工後外部から明視できなくなる部分については、寸法等が明確に判断できるように撮影したもの）
- (3) 竣工図

(4) 建築基準法又は宅地造成等規制法に規定される検査済証の写し。ただし、これらの法律が適用されない規模の補助事業にあっては、市長が指定する書類及び図面

(5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、完了報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、船橋市がけ地整備事業費補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第13条 市長は、第11条に規定する確定通知を受けた補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額の返還を船橋市がけ地整備事業費補助金返還命令書（第8号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の处分に従わなかったとき。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においてもその財産の耐用年数（減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数）の期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補 則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

船橋市がけ地整備事業費補助金交付申請書

年　月　日

船　橋　市　長　　あて

住　所
申請者
氏　名

がけ地整備事業費補助金の交付を受けたいので、船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

補助金の名称	船橋市がけ地整備事業費補助金		
補助年度	年度		
補助事業の目的 及　び　効　果			
経費所要総額	円		
交付申請額	円		
着工及び完了 予定年月日	着工予定 年　月　日	完了予定 年　月　日	
添付書類	提出図書一覧のとおり		

第2号様式

船橋市がけ地整備事業費補助金交付決定通知書

船橋市宅指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあったがけ地整備事業費補助金について次のとおり決定したので、船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

補 助 金 の 名 称	船橋市がけ地整備事業費補助金
補 助 年 度	年度
経 費 所 要 総 額 の うち補助対象経費	円
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	工事完了後、補助金交付請求書による
交 付 条 件	1 補助事業の変更・取り止めをするときは、市長の承認を得ること。 2 予定期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

注 上記の決定に対し異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第3号様式

船橋市がけ地整備事業着工届

年　月　日

船　橋　市　長　　あて

住　所
申請者
氏　名

補助事業の工事を着工するので、船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定により次のとおり提出します。

指 令 年 月 日	年　月　日
指 令 番 号	船橋市宅指令第　号
補 助 金 の 名 称	船橋市がけ地整備事業費補助金
補 助 年 度	年度
着 工 年 月 日	年　月　日
完 了 予 定 日	年　月　日
工事場所の地番	船橋市
工 事 施 工 者	住所 氏名 電話番号 建設業の許可 (　　) 第　号
確認済証 (開発許可書)	年　月　日 第　号

第4号様式

船橋市がけ地整備事業計画変更・取り止め申請書

年　月　日

船　橋　市　長　　あて

住　所
申請者
氏　名

補助事業の計画を　変更　・　取り止め　をしたいので、船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定により次のとおり申請します。

指 令 年 月 日	年　月　日
指 令 番 号	船橋市宅指令第　　号
補 助 金 の 名 称	船橋市がけ地整備事業費補助金
補 助 年 度	年度
計画変更・取り止めの 理 由	
変 更 内 容	変更前 変更後
変 更 等 年 月 日	年　月　日
添 付 書 類	

第5号様式

船橋市がけ地整備事業計画変更・取り止め承認通知書

年　月　日

様

船橋市長

印

年　月　日付計画変更・取り止め申請について、船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	船橋市宅指令第 号
補 助 金 の 名 称	船橋市がけ地整備事業費補助金
補 助 年 度	年度
計画変更・取り止め 承 認 理 由	

船橋市がけ地整備事業工事完了報告書

年　月　日

船　橋　市　長　　あて。

住　所
申請者
氏　名

船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定により、補助事業の工事が完了したので次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年　月　日
指 令 番 号	船橋市宅指令第　　号
補 助 金 の 名 称	船橋市がけ地整備事業費補助金
補 助 年 度	年度
着 工 年 月 日	年　月　日
完 了 年 月 日	年　月　日
交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 過 及 び 内 容	
添 付 書 類	

第7号様式

船橋市がけ地整備事業費補助金確定通知書

年　月　日

様

船橋市長

印

年　月　日付で完了報告のあった補助事業について、次のとおり
補助金の額を確定したので、船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定によ
り通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	船橋市宅指令第 号
補 助 金 の 名 称	船橋市がけ地整備事業費補助金
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 額	円
補助対象経費精算額	円
交 付 確 定 額	円

第8号様式

船橋市がけ地整備事業費補助金返還命令書

年　月　日

様

船橋市長

印

船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	船橋市宅指令第 号
補 助 金 の 名 称	船橋市がけ地整備事業費補助金
補 助 年 度	年度
返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	
交 付 決 定 額	
交 付 済 額	